

スタートアップからの公共調達の推進における  
新事業分野開拓者認定に関する要綱

令和 8 年 3 月 23 日 7 スタ推第 291-1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、愛知県がスタートアップからの公共調達を推進するに際し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」という。）を知事が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(新商品等の定義)

第 2 条 この要綱において「新商品等」とは、新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務であり、申請時において販売開始から概ね 5 年以内のものをいう。

(認定対象者)

第 3 条 本要綱に基づく認定を受けることができる者は、STATION Ai の会員スタートアップ又は設立若しくは事業承継から概ね 10 年以内でイグジット（IPO/M&A など）していない者であって、かつ愛知県が調達を検討している新商品等を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 愛知県が実施する実証実験への参加実績を有する者
- (2) 愛知県が実施するスタートアップ関連事業に採択された実績を有する者
- (3) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）第 12 条の 3 各項に定める手続きにより、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定を受けた者

※ (1) 及び (2) における実証実験及びスタートアップ関連事業は別に定める実施要領によるものとする。

2 次の各号に掲げる事項に該当する者は、この要綱に基づく認定はできない。

- (1) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けた者
- (2) 愛知県からの指名停止の措置を受けその期間にある者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) その他、愛知県が適切でないと判断する者

(申請方法)

第 4 条 本要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）及び愛知県による調達検討意思確認書を作成し、様式第 1 号により、知事に申請するものとする。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号に該当す

る者については、既に他の普通地方公共団体の長が政令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号及び規則第 12 条の 3 各項に定める手続きにより認定を行った際に確認した実施計画の写しをもって、知事に申請することができるものとする。

- (1) 新商品等の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際、次の附属書類を添付する。

- (1) 新商品等の詳細が分かるカタログ
- (2) 登記事項証明書等
- (3) 直近期の決算資料
- (4) 会社概要
- (5) 納税証明書

(事業者の認定)

第 5 条 知事は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、申請者を新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するものとする。

- (1) 当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は県民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

2 知事は、前項の規定（第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く）により申請者を認定し、又は認定しないことを決定するときは、必要な事項を審査するために学識経験者 2 名以上から意見を聞くものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により申請者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、様式第 2 号により速やかにその旨を申請者に通知する。

4 第 1 項で定める認定の期間は、知事が認定の通知をした日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者に対する認定の期間は、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定期間を超えることはできない。

(実施計画の変更申請と届出)

第 6 条 前条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、実施計画のうち「2 新商品等の生産・提供の目標及び計画」、「3 愛知県の機関等において想定される新商品等の使用方法」、「4 新商品等の内容」、「5 新商品等の生産・提供の実施時期」、「6 新商品等の生産・提供の実施方法」又は「7 新商品等の生産・提供に必要な

資金の額及びその調達方法」を変更しようとするときは、様式第3号により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 認定者は、実施計画について前項に掲げる事項以外の事項に変更があるときは、様式第4号により、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、認定との関連性が低いものや軽微なものは、この限りでない。

(実施計画の変更の承認)

第7条 知事は、前条第1項の申請があった場合において、当該実施計画の変更が適切なものであると認めるときは、当該実施計画の変更を承認する。

- 2 前項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定するときは、第5条第2項の規定を準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定したときは、様式第5号により、速やかにその旨を認定者に通知する。

(実施計画の中止)

第8条 認定者は、認定期間中に実施計画に係る事業を中止したときは、様式第6号により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画（第6条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合
  - (2) 第3条第1項第3号及び同条第2項に定める認定対象に該当しなくなった場合
  - (3) 偽りの申請により認定を受けた場合
  - (4) 知的財産権に関し、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合
  - (5) 自社又は販売代理店等の関連企業が、認定を投資の勧誘等、新商品等の販売促進以外の目的で使用した場合
  - (6) 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、様式第7号により、速やかにその旨を当該認定者に通知する。
  - 3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が発生したときは、当該事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第10条 知事は、必要があるときは、認定者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

- 2 認定者は前項に規定する報告及び調査について、知事の指示に従って誠実に対応しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。